

雇用関係給付金事務取扱手引

- * この事務取扱手引は、新たに雇用関係給付金の取扱いを希望する場合のものです。
- * 既に取り扱いを行っている場合は、同意書の有効期間が満了し、再び取扱いを希望する際から適用されます。ただし、雇用関係給付金の各制度の取扱いについては、既に取り扱いを行っている職業紹介事業者についても適用されます。

1 雇用関係給付金（取り扱うことができる助成金等）

雇用関係給付金の名称	支給機関
雇用給付金 特定就職困難者雇用開発助成金	国（都道府県労働局）
高年齢者雇用開発特別奨励金	国（都道府県労働局）
被災者雇用開発助成金	国（都道府県労働局）
精神障害者雇用安定奨励金	国（都道府県労働局）
職場支援従事者配置助成金（職場支援パートナー配置助成金）	国（都道府県労働局）
地域再生中小企業創業助成金	国（都道府県労働局）
定年引上げ等奨励金（高年齢者労働移動受入企業助成金）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
再就職給付金 再就職支援給付金	国（都道府県労働局）

雇用関係給付金制度については、変更される場合がありますので御留意ください。

2 取り扱うことのできる職業紹介事業者

以下に該当する職業紹介事業者が、3の項目について同意する旨の「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」（以下「同意書」という。）（様式第1号）をその主たる事務所の最寄りの都道府県労働局（以下「事業主管轄労働局」という。）に提出することが必要です。

(1) 雇用給付金の取扱い

有料職業紹介事業者（職業安定法第30条第1項に基づく許可を受けた者）

無料職業紹介事業者（職業安定法第33条第1項に基づく許可を受けた者、又は第33条の2、第33条の3、第33条の4その他法令の規定に基づく届出を行った者）

無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法第34条第1項に基づく許可を受けた者、

又は船員職業安定法第40条第1項の規定に基づく届出を行った者)

(注)ただし、職業紹介事業の業務範囲に制限があり、雇用給付金の対象となる求職者を取り扱えない場合は、同意書を提出することができません。

(2) 再就職給付金の取扱い

有料職業紹介事業者(職業安定法第30条第1項に基づく許可を受けた者)のうち、求職者(雇用保険法施行規則第102条の5第2項第1号口の計画対象被保険者又は同項第2号口の支援書等対象被保険者(以下「計画対象被保険者等」という。))に限る。)の再就職の実現までを支援する者

3 同意が必要な項目

(1) 雇用給付金の取扱いを希望する場合の項目

事業主及び求職者に対して取扱いを希望する雇用給付金制度の説明及び周知を行うこと。

雇用給付金の対象労働者をその紹介により就職させたときは、雇用関係給付金事務取扱手引の手続きに従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行等を行うこと。

(2) 再就職給付金の取扱いを希望する場合の項目

事業主に対して、再就職給付金制度及び公共職業安定所における再就職に係る支援の内容の説明、周知を行うこと。

再就職支援給付金に係る計画対象被保険者等の再就職を実現したときは、速やかに、委託者たる事業主に対して、再就職先の雇入れに係る証明書の発行等を行うこと。

(3) 共通項目

雇用関係給付金の支給に関し、都道府県労働局、公共職業安定所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は地域障害者職業センター(以下「労働局等」という。)の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。

会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。

都道府県労働局長の指示により、雇用関係給付金に関する取扱いを行う職業紹介事業者である旨を示す職業安定局長が定める様式の標識を別添の対象事業所一覧に記載した事業所の見やすい場所に掲示すること。

雇用関係給付金の支給に関し自ら不正な行為を行い、又は関係者の不正行為を助長した場合及び同意事項を適切に履行しないと認められる場合には、指示に従い標識を返還すること。

により標識を返還した場合には、返還に至った事由が改善され、再び雇用関係給付金の取扱いが適正に行われるものと都道府県労働局長が認めるまでの間、再び同意書の提出は行わないこと。

同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。

別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合又は同意を撤回する場合は、所定の書類をその1か月前までに提出すること。

4 雇用関係給付金の取扱いについての手続

(1) 同意書の提出

雇用関係給付金の取扱いを希望する場合は、事業主管轄労働局に同意書を提出してください。

ただし、無料の職業紹介事業及び無料の船員職業紹介事業を行う学校等は、その学校等ごとにその所在地を管轄する安定所（以下「施設管轄安定所」という。）に提出してください。

複数の事業所で雇用関係給付金の取扱いを行おうとする場合は、あらかじめ同意書に「同意書に係る事業所一覧」（様式第2号）を添付して事業主管轄労働局に提出してください。

（注）同意書の提出日以後でなければ、雇用給付金の対象労働者として職業紹介を行うこと（雇用給付金の場合）、また、再就職給付金の支給対象となる再就職支援の委託を受けること（再就職給付金の場合）ができませんので、提出時期にご注意ください。

(2) 同意書の有効期間

許可を受けた有料・無料職業紹介事業者は、許可の満了する日までの期間内で希望する期間が有効期間となります。

また、届出を行った無料職業紹介事業者及び許可を受けた又は届出を行った無料船員職業紹介事業者には有効期間を定めません。

ただし、許可の取消し、事業の廃止命令又は事業の廃止があった時点で効力は失われます。

(3) 同意書受理通知書及び標識の交付

同意書の提出先の事業主管轄労働局（学校等の場合は施設管轄安定所）から同意書受理通知書と標識が（同意書に「同意書に係る事業所一覧」が添付されている場合は、当該一覧に記載されている事業所の分の標識をまとめて）交付されます。

なお、雇用給付金についての標識は緑色の標識、また再就職給付金についての標識はオレンジ色の標識です。

(4) 標識の掲示

雇用関係給付金の取扱いを行っている職業紹介事業者であることを容易に識別できるよう、事業所ごとに、その見やすい場所に標識を掲示してください。

(5) 取扱事業所に変更ある場合の手続

雇用関係給付金の取扱事業所を追加する場合は、事業主管轄労働局に「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書変更書」（以下「変更書」という。）（様式第3号）を提出してください。

複数の取扱事業所のうち、取扱いを終了する事業所がある場合は、取扱いを終了する1か月前までに事業主管轄労働局に変更書を提出してください。

又は のほか、事業主の名称、主たる事務所の所在地、事業所番号、厚生労働大臣許可番号又は国土交通大臣許可番号及び同意書の別添の「同意書に係る事業所一覧」の記載事項に変更がある場合は、事業主管轄労働局に変更書を提出してください。

から のいずれの場合も、変更書に関する事業所が一事業所である場合、又は同じ都道府県内に複数の事業所が所在する場合は、当該事業所の所在地を管轄する労働局（以下「事業所管轄労働局」という。）に提出することができます。

変更書を提出した後、事業主管轄労働局（ の場合は事業所管轄労働局）から、変更書受理通知書が交付されます。（ の場合は、併せて標識も交付されます。）

(6) 雇用関係給付金の取扱いを終了する場合の手続

自ら取扱いを終了する場合は、その1か月前までに事業主管轄労働局（学校等の場合は施設管轄安定所）に同意撤回書（様式第4号）を提出してください。

(7) 同意書受理通知書及び標識の返還

同意撤回書を提出した場合のほか、以下に該当する場合は、事業主管轄労働局（学校等の場合は施設管轄安定所）に、同意書受理通知書及び標識（取扱事業所が複数ある場合はすべての標識）を返還していただきます。

職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、事業の廃止命令があった場合又は事業を廃止した場合

雇用関係給付金の不正受給を幫助又は教唆し、その手段として虚偽の記載を行った書類を提出又は発行した場合

虚偽の記載を行った書類を提出又は発行したことにより、雇用関係給付金の不正受給を助長したものと認められる場合

度重なる安定所からの指導にもかかわらず、必要な書類を提出又は発行せず、雇用関係給付金制度の円滑な施行を妨げると認められる場合

制度変更等により、雇用関係給付金の対象となりうる求職者を取り扱えなくなった場合

（注） ~ により、同意書受理通知書及び標識を返還した対象紹介事業者は、返還に至った事由が改善され、再び雇用関係給付金の取扱いが適正に行われるものと事業主管轄労働局長が認めるまでの間、再び同意書を提出することができません。

5 調査等の実施

雇用関係給付金の支給に関し、事業主管轄労働局長（学校等の場合は施設管轄労働局長）が必要と認めるときは、当該都道府県労働局自ら、又は労働局等を通じて、必要な報告、文書の提出を求めるとともに、労働局等への出頭を求めることがあります。

雇用関係給付金の各制度の取扱い

特定就職困難者雇用開発助成金

特定就職困難者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1．対象労働者の範囲

対象紹介事業者の紹介で雇い入れられた者であり、かつ、雇入れ日に65歳未満の求職者（紹介時点で雇用保険の被保険者でなかった者（(2)、(3)のうち重度障害者と45歳以上の者及び(4)の者並びにチャレンジ雇用により雇用された者を除く。）で次のいずれかに該当する者です。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 身体障害者
- (3) 知的障害者
- (4) 精神障害者
- (5) 母子家庭の母等
- (6) 父子家庭の父（児童扶養手当の受給者に限る。）
- (7) 中国残留邦人等永住帰国者
- (8) 北朝鮮帰国被害者等
- (9) 認定駐留軍関係離職者（45歳以上）
- (10) 沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上）
- (11) 漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）
- (12) 手帳所持者である漁業離職者等（45歳以上）
- (13) 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（45歳以上）
- (14) 認定港湾運送事業離職者（45歳以上）

2．対象労働者であることの確認及び同意

特開金の対象労働者として職業紹介を行う場合には、その種別に従い、次の(1)から(14)に掲げる書類等でその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「特開金の対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

- (1) 60歳以上の者
官公署の発行する書類であって、対象労働者の氏名、年齢が確認できるもの（住民票の写し、運転免許証の写しなど。）
- (2) 身体障害者
身体障害者手帳(写)で対象労働者の氏名、年齢、障害の程度が確認できるもの。
- (3) 知的障害者
児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターの判定書（当該対象労働者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記入したもの。）(写)又は療育手帳（写）で対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。
- (4) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳(写)又は主治医の意見書で対象労働者の氏名が確認できるもの。

(5) 母子家庭の母等

次のいずれかに該当する書類であって、対象労働者の氏名及び母子家庭の母等であることが確認できるもの。

- ・ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づき遺族基礎年金の給付を受けている者が所持する国民年金証書（写）
- ・ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき児童扶養手当の支給を受けていることを証する書類
- ・ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき母子福祉資金貸付金の貸し付けを受けている者が所持する貸付け決定通知書
- ・ 旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書
- ・ 市区町村長、社会福祉事務所長、民生委員等が母子家庭の母等であることを証明する書類

(6) 父子家庭の父

次のいずれかに該当する書類であって、対象労働者の氏名及び父子家庭の父であることが確認できるもの。

- ・ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき児童扶養手当の支給を受けていることが確認できるもの。
- ・ 旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書
- ・ 市区町村長、社会福祉事務所長が児童扶養手当を受給している父子家庭の父であることを証明する書類

(7) 中国残留邦人等永住帰国者

次のいずれかに該当する書類であって、対象労働者の氏名及び本邦に永住帰国した日（永住帰国してから10年以内）が確認できるもの。

- ・ 厚生労働大臣による自立支度金の支給決定通知書
- ・ 厚生労働省社会・援護局長による永住帰国者証明書
- ・ 中国残留邦人等永住帰国者に準ずる者として各都道府県援護主管課（部）長による証明書（写）

(8) 北朝鮮帰国被害者等

次のいずれかに該当する書類であって、対象労働者の氏名及び本邦に永住する意思を決定した日（永住する意思を決定してから10年以内）又は意思決定が困難な事情が確認できるもの。

- ・ 拉致被害者等給付金の支給申請書及び支給決定通知書
- ・ 滞在援助金の支給申請書及び支給決定通知書

(9) 駐留軍関係離職者

安定所の発行した職業指導票(写)で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。

(10) 沖縄失業者求職手帳所持者

沖縄失業者求職手帳（写）で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。

(11) 漁業離職者求職手帳所持者

漁業離職者求職手帳（写）で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。

(12)手帳所持者である漁業離職者等

漁業離職者求職手帳（写）で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。

(13)一般旅客定期航路事業等離職者手帳所持者

一般旅客定期航路事業等離職者手帳（写）で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。

(14)港湾運送事業離職者

港湾運送事業離職者手帳（写）で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。

3．特開金制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、特開金制度の内容及びその趣旨についての説明を行ってください。

なお、

(1) 特開金の支給は都道府県労働局長が行うこと

(2) 支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

を併せて説明してください。

4．紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

(1) 紹介の時点で雇用関係にないこと

(2) 雇用の内定がないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5．雇入登録届の提出

以下の手続きに従い「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届」(別添様式第5号：以下「雇入登録届」という。)を提出してください。

(1) 紹介により、上記1の対象労働者が事業主に雇い入れられたときには、安定所に雇入登録届を提出してください。

(2) 雇入登録届は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に提出してください。

6．職業紹介証明書の発行

(1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、職業紹介証明書(例示様式)を発行してください。

(2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

高年齢者雇用開発特別奨励金

高年齢者雇用開発特別奨励金の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 対象労働者の範囲

対象紹介事業者の紹介で雇い入れられた者であり、次のいずれにも該当する者です。

(1) 雇入れ日における満年齢が65歳以上の者（船員として雇い入れられた者であって、次表の左欄に掲げる者については、雇入れ日における満年齢が同表の右欄の年齢以上のものとする。以下同じ。）

昭和25年4月1日までに生まれた者	60歳
昭和25年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた者	61歳
昭和26年4月2日から昭和27年4月1日までの間に生まれた者	62歳
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	63歳
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生まれた者	64歳

(2) 紹介日及び雇入れ日現在、以下のいずれにも該当しない者

高年齢継続被保険者

短期雇用特例被保険者

その他、
・ 以外の者であって当該雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にある労働者

(3) 雇用保険又は船員保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者

(4) 被保険者資格を喪失した離職の日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が6か月以上あった者

2. 対象労働者であることの確認及び同意

高年齢者雇用開発特別奨励金の対象労働者として職業紹介を行う場合には、次の(1)から(3)に掲げる方法でその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「特開金の対象労働者である可能性があることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

(1) 雇入れ日における満年齢が65歳以上の者（船員として雇い入れられた者であって、上記1.(1)の表左欄に掲げる者については、雇入れ日における満年齢が同表の右欄以上の者）

・ 官公署の発行する書類であって、対象労働者の氏名、年齢が確認できるもの（住民票の写し、運転免許証の写しなど。）により確認をすること。

(2) 紹介日及び雇入れ日現在、以下のいずれにも該当しない者

高年齢継続被保険者

短期雇用特例被保険者

その他、
・ 以外の者であって当該雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にある労働者

- ・本人から口頭で聴取し、「職業紹介時における対象労働者の状況等確認書」(例示様式：以下「状況等確認書」という。)に記載をする。

(3) 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者であること、被保険者資格を喪失した離職の日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が6か月以上あった者

- ・雇用保険被保険者証又は受給資格者証より被保険者番号を確認し、「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届」(別添様式第5号：以下「雇入登録届」という。)に記載すること。

「雇入登録届」の名称が「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)対象労働者雇入登録届」になっている場合でも、「雇入登録届」として使用可能ですが、～欄は、被保険者番号又は支給番号が確認できた場合でも必ず記載をする。

- ・職務経歴を確認し、状況等確認書に記載すること。

3. 高年齢者雇用開発特別奨励金制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、高年齢者雇用開発特別奨励金制度の内容及びその趣旨についての説明を行ってください。

なお、

- (1) 高年齢者雇用開発特別奨励金の支給は都道府県労働局長が行うこと
- (2) 支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

を併せて説明してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

- (1) 紹介の時点で雇用関係にないこと
- (2) 雇用の内定がないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 雇入登録届、状況等確認書の提出

以下の手続きに従い、雇入登録届、状況等確認書を提出してください。

- (1) 紹介により、上記1の対象労働者が事業主に雇い入れられたときには、安定所に雇入登録届、状況等確認書を提出してください。
- (2) 雇入登録届、状況等確認書は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に提出してください。

6．職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、職業紹介証明書（例示様式）を発行してください。
- (2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

被災者雇用開発助成金

被災者雇用開発助成金の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 対象労働者の範囲

対象紹介事業者の紹介で雇い入れられた者であり、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者です。

(1)以下の から のいずれにも該当する者(以下「被災離職者」という。)

- 東日本大震災発生時に被災地域において就業していた者
- 震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない者
- 震災により離職を余儀なくされた者

(2)以下の から のいずれにも該当する者(以下「被災地求職者」という。)

被災地域に居住する者(震災により被災地域外に住所又は居所を変更している者を含み震災後に被災地域に居住することとなった者を除く。)

震災後安定した職業についたことがない者

平成23年3月11日から平成24年9月30日までの間に、安定所等から職業を紹介され、又は職業指導を受けた者その他求職活動を行った者(次のイ又は口のいずれかに該当する者を除く。)

イ 震災の発生時に、次のaからcまでのいずれかに掲げる区域をその区域に含む市町村に居住していた者

a 警戒区域その他の東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成23年法律第98号。以下「原発避難者特例法」という。)

第3条第1項の規定により同項第1号に掲げる指示の対象となった区域

b 屋内退避区域、計画的避難区域その他の原発避難者特例法第3条第1項の規定により同項第2号に掲げる指示の対象となった区域

c 緊急時避難準備区域その他の原発避難者特例法第3条第1項の規定により同項第3号に掲げる指示の対象となった区域

ロ イに規定する者のほか、特定避難勧奨地点その他の平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して市町村長が行った当該事故に係る住民に対する避難の勧奨その他の行為の対象となった区域又は場所に震災の発生時に居住していた者であって、当該行為があった日から当該行為が解除された日までの間のいずれかの日において当該行為により当該区域又は場所以外の区域又は場所に避難している者

以下のいずれかに該当する者でない者

イ 新規学卒者(職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)第35条第2項に規定する新規学卒者をいう。)であって、卒業した年又は卒業する予定の年の3月31日までに安定所等の紹介を受け、当該紹介により雇い入れられた者

ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校又は学校教育法以外の法律で規定された学校において、専修学校に類する教育の課程を卒業した者又は卒業予定の者であって、卒業した年又は卒業する予定の年の3月31日までに安定所等の紹介を受け、当該紹介により雇い入れられた者

2. 対象労働者であることの確認及び同意

被災者雇用開発助成金の対象労働者として職業紹介を行う場合には、(1)又は(2)に掲げる書類等でその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「被災者雇用開発助成金の対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

(1) 被災離職者

震災により離職したことが確認できるもの（離職事業主からの離職証明書等）

(2) 被災地求職者

震災時に被災地域に居住していた事が確認できるもの（住民票等）

平成23年3月11日から平成24年9月30日までの間に、求職活動が行われていたかについて、求職活動記録等で確認してください。（上記1(2)イ及びロの場合を除く。）

また、上記1(2)ロに該当する場合は、市町村が発行する被災証明により避難していたことを確認してください。

3. 被災者雇用開発助成金制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、被災者雇用開発助成金制度の内容及びその趣旨についての説明を行ってください。

なお、

(1) 当該助成金の支給は都道府県労働局長が行うこと

(2) 支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

を併せて説明してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

(1) 紹介の時点で雇用関係にないこと

(2) 雇用の内定がないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5 . 雇入登録届の提出

以下の手続きに従い「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届」(別添様式第5号：以下「雇入登録届」という。)を提出してください。

- (1) 紹介により、上記1の対象労働者が事業主に雇い入れられたときには、安定所に雇入登録届を提出してください。
- (2) 雇入登録届は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に提出してください。

6 . 職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、職業紹介証明書(例示様式)を発行してください。
- (2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

精神障害者雇用安定奨励金

精神障害者雇用安定奨励金の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1．対象労働者の範囲

対象紹介事業者の紹介で雇い入れられた者であり、かつ、雇入れ日に65歳未満である精神障害者である求職者です。

2．対象労働者であることの確認及び同意

精神障害者雇用安定奨励金の対象労働者として職業紹介を行う場合には、精神障害者保健福祉手帳(写)又は主治医の意見書で対象労働者の氏名が確認できるものでその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「精神障害者雇用安定奨励金の対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

3．精神障害者雇用安定奨励金制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、精神障害者雇用安定奨励金制度の内容及びその趣旨についての説明を行ってください。

なお、

精神障害者雇用安定奨励金の支給は都道府県労働局長が行うこと

支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

を併せて説明してください。

4．紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

紹介の時点で雇用関係にないこと

雇用の内定がないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5．職業紹介証明書の発行

(1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、職業紹介証明書(例示様式)を発行してください。

(2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

職場支援従事者配置助成金（職場支援パートナー配置助成金）

職場支援従事者配置助成金（職場支援パートナー配置助成金（以下「配置助成金」という。))の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1．対象労働者の範囲

対象紹介事業者の紹介で雇い入れられた者であり、かつ、雇入れ日に65歳未満の重度知的障害者又は精神障害者である求職者です。

2．対象労働者であることの確認及び同意

配置助成金の対象労働者として職業紹介を行う場合には、次の(1)又は(2)に掲げる書類等でその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「配置助成金の対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

(1) 重度知的障害者

児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターの判定書（当該対象労働者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記入したもの。）(写)又は療育手帳(写)で対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。

(2) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳(写)又は主治医の意見書で対象労働者の氏名が確認できるもの。

3．配置助成金制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、配置助成金制度の内容及びその趣旨についての説明を行ってください。

なお、

配置助成金の支給は都道府県労働局長が行うこと

支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

を併せて説明してください。

4．紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

紹介の時点で雇用関係にないこと

雇用の内定がないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5 . 職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、職業紹介証明書（例示様式）を発行してください。
- (2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降 1 か月以内に発行してください。

地域再生中小企業創業助成金

地域再生中小企業創業助成金の支給を受けようとする事業主に対して職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1．対象労働者の範囲

1週間の所定労働時間が30時間以上である者（トライアル雇用、雇用期間の定めのある者、外国人技能実習生を除く。）として法人設立又は個人事業の開業（以下「法人等の設立」といいます。）の日（以下「法人等設立日」といいます。）から起算して1年を経過する日までの間に雇い入れられた者です。なお、地域再生中小企業創業助成金においては、創業・雇入支援対象労働者といえます。

2．地域再生中小企業創業助成金制度の説明

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域（1）において、雇用創出に資する重点分野（2）で創業し、法人等設立日から6ヶ月以内の事業主である場合には、地域再生中小企業創業助成金制度の内容及びその趣旨についての説明を行ってください。

なお、

法人等設立日から起算して6ヶ月を経過する日までに事業計画書の認定申請を21道県それぞれを管轄する道県労働局に行うことが必要であること

地域再生中小企業創業助成金の支給は都道府県労働局長が行うこと

支給決定は各種支給要件の確認が行われた上でなされるものであること

を併せて説明してください。

（1）雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域とは、以下の21道県をいいます。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

（2）上記の21道県それぞれが定める雇用創出に資する重点分野に該当する事業については、21道県それぞれを管轄する道県労働局にお尋ね下さい。

3．紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする地域再生中小企業創業助成金を受けようとしている事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

紹介の時点で雇用関係にないこと

雇用の内定がないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

4．職業紹介証明書の発行

(1) 対象労働者を雇い入れた地域再生中小企業創業助成金を受けようとしている事業主に対し、職業紹介証明書（例示様式）を発行してください。

(2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

定年引上げ等奨励金（高年齢者労働移動受入企業助成金）

1．対象労働者の範囲

他の企業への再就職を希望する定年予定者（定年の1年前の日から定年到達日まで）であり、次のいずれにも該当する者です。

- (1) 雇入れ日における満年齢が65歳未満の者
- (2) 紹介日及び労働契約締結日において一般被保険者である者

2．対象労働者であることの確認及び同意

受入企業助成金の対象労働者として職業紹介を行う場合には、雇用保険被保険者証又は雇用保険資格取得等確認通知書によりその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「受入助成金の対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

- ・雇用保険被保険者証又は雇用保険資格取得等確認通知書により被保険者番号を確認し、「定年引上げ等奨励金（高年齢者労働移動受入企業助成金）対象労働者雇入登録届（別添様式第7号：以下「雇入登録届」という。）に記載すること。

3．受入企業助成金制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、受入助成金制度の内容及びその趣旨についての説明を行ってください。

なお、

- (1) 受入企業助成金の支給は独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構理事長が行うこと
- (2) 支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

を併せて説明してください。

4．紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

- (1) 雇用の内定がないこと
- (2) 3年前の日から当該雇い入れ日の前日までの間のいずれかの日に雇用関係、出向、派遣又は請負により当該事業所において就労したことがないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5．雇入登録届の提出

以下の手続きに従い、雇入登録届を提出してください。

- (1) 紹介により、上記1の対象労働者が事業主に雇い入れられたときには、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に雇入登録届を提出してください。
- (2) 雇入登録届は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に提出してください。

6．職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、職業紹介証明書（例示様式）を発行してください。
- (2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

再就職支援給付金

事業主に対して1.に留意し、説明・周知を行ってください。また、事業主が民間の職業紹介事業者を活用した再就職支援のための費用を負担し、再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象となる被保険者の再就職を実現した場合は、2.の手続を行ってください。

1. 再就職支援給付金制度の説明

- (1) 中小企業事業主に対し、再就職支援給付金制度及び公共職業安定所における再就職についての支援の内容の説明、周知を行ってください。
- (2) 再就職支援給付金の支給は都道府県労働局が行うものであり、また、支給に際しては、各種支給要件（再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象となる被保険者（以下「対象労働者という。」）であること、当該被保険者について、求職活動等のための休暇を1日以上与え、当該休暇の日について、労働日に通常支払われる賃金の額以上の額を支払っていること、再就職を実現したこと等）の確認が行われた上で支給決定がなされるものであることを中小企業事業主に対して説明してください。
なお、支給に関する詳細については都道府県労働局又は公共職業安定所に確認していただくよう併せて説明してください。

2. 再就職支援給付金に係る再就職支援証明書の発行

- 次の(1)及び(2)に従い、再就職支援給付金に係る再就職支援証明書（参考様式）を発行してください。
- (1) 職業紹介事業者の紹介により対象労働者の再就職を実現した中小企業事業主に対し、再就職支援給付金に係る再就職支援証明書を発行してください。
 - (2) 再就職支援給付金に係る再就職支援証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後速やかに発行してください。